

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

夏

2022

No.19

すずか、め

鈴鹿税務署長ごあいさつ
各部会 活動報告

公益
社団法人 鈴鹿法人会

SuzuKame



その安心で、企業とともに未来をつくる。

おかげさまで120周年
Daido 大同生命保険株式会社

CM特設サイトはこちら



三重支社/三重県四日市市鵜の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL 059-352-2046

目 次

- | | | |
|---------------------|-----------------------|----------------------|
| 1 会長あいさつ | 9 令和4年度事業計画 | 22 鈴鹿のモータースポーツ雑学 |
| 2 鈴鹿税務署・着任の御挨拶 | 10 令和4年度収支予算書 | 23 家庭で楽しい食育レシピ、パズル数独 |
| 4 第10回 定時総会 | 11 令和3年度正味財産増減計算書 | 24 鈴鹿警察コーナー |
| 5 三重県法人会連合会第10回通常総会 | 12 令和5年度税制改正要望事項 | 25 大同生命 |
| 6 青年部会だより | 16 税務コーナー | 26 AIG損保 |
| 7 女性部会だより | 18 エッセイ(福島礼子氏) | 27 アフラック |
| 8 租税教室特集(青年部会・女性部会) | 20 第14回歴史・名所・史跡(東部支部) | 28 会員募集・編集後記・数独答え |



公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 岡田信春

会長あいさつ

公益社団法人鈴鹿法人会広報誌「すずかめ第19号」の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の事業活動につきまして、深いご理解とご協力を賜り、この場をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

さて、第10回定時総会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、理事・監事による開催となりましたが、提案した議案が原案どおり承認され、本年度の事業に積極的に取り組んで行くことになりました。

新型コロナウイルスの感染対策については、会員の皆様も大変ご苦労されていることと思いますが、ワクチン接種も進み、今後は徐々に経済活動とともに法人会活動を再開し、日常を取り戻すことに期待しているところあります。

先ずは、2年連続で中止した「親子税金クイズと映画鑑賞会」をはじめ、税に関する事業、地域貢献事業、更には会員交流事業等々、最大限の安全対策を講じた上で、再開できることを願っているところです。

そのためには、支部長、委員長および部会長の皆様には、各々の立場でリーダーシップを發揮していただき、当会の運営と発展にご尽力をいただきますようお願いします。

なお、青年部会および女性部会におかれましては、本年度早々から鈴鹿税務署管内の大多数の小学校で「租税教室」に取り組んでいただき、学校や児童からご好評をいただくなど、そのご尽力に大変感謝する所存です。

このような厳しい環境下でこそ、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同一致団結して、当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

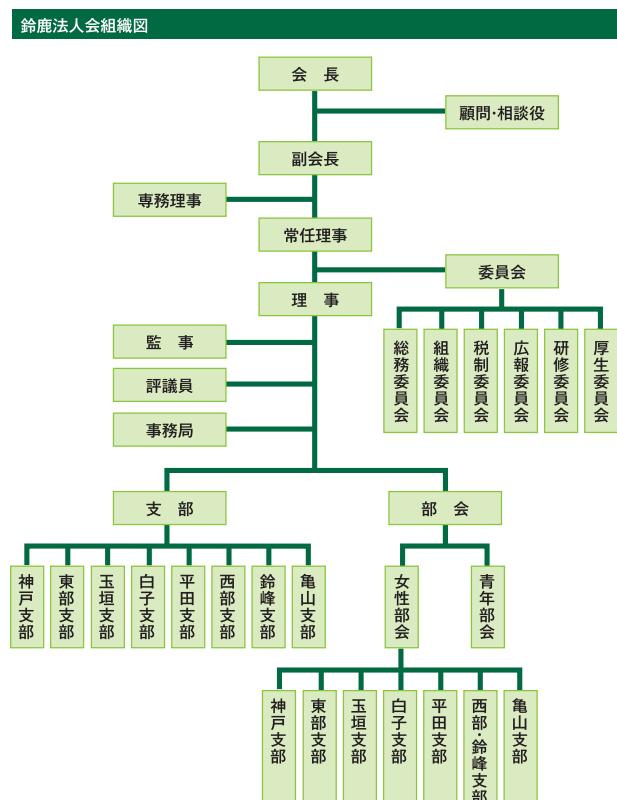
皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願ひいたします。

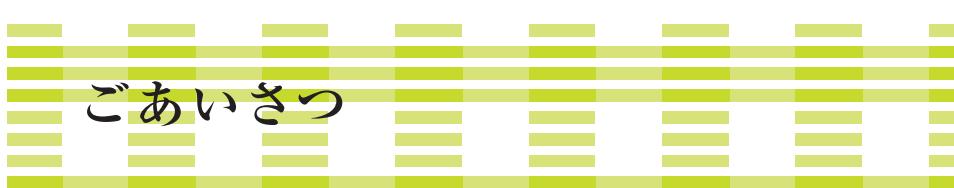
最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	法 人 名
会 長	岡田 信春	(株)SANKEI
直前会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副 会 長	近藤 博信	(有)鈴鹿ボートリー
	樋口 勝幸	(株)葵
	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
総務委員長	太田 秀典	(有)太田コンクリート
組織委員長	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
税制委員長	森 通人	(有)マイドソフト
広報委員長	安田 克志	(株)ADI
研修委員長	村上 道哉	三重工熱(株)
厚生委員長	伊藤 洋一	中部高圧コンクリート(株)
神戸支部長	廣田 隆	近畿電設工業(株)
東部支部長	宮崎 福治	(株)宮崎商店
玉垣支部長	荻野 晃	(株)荻野建設
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	阪田 朋成	(株)サカタ
西部支部長	永戸 秀樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鍛金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	寺川 浩二	(株)スズカキャリーサービス
女性部会長	阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
事務局長	村田 智也	(公社)鈴鹿法人会
監 事	北川 亨	(株)安全
	吉澤 茂	(株)ヨシザワ





ごあいさつ

鈴鹿税務署長 橋本 貴好



公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。私は、この度の人事異動により、名古屋国税局調査部調査第七部門統括国税調査官から鈴鹿税務署長を拝命いたしました橋本でございます。前任の山本署長同様よろしくお願ひ申し上げます。

三重県下の税務署での勤務は、桑名、四日市、津署に続き4署目となります。豊かな自然と温暖な気候に恵まれ悠久の歴史文化を有する一方、モータースポーツで国際的に有名なこの地で勤務できることを大変嬉しく思っております。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、「良き経営者を目指すものの団体」として、納税意識の高揚を図るための各種研修会を開催されるとともに、次世代を担う若い世代に税の意義や役割を正しく理解していただけるよう「親子税金クイズ」や「租税教室への講師派遣」などの事業を通じて積極的に租税教育に取り組まれるなど、数々の社会貢献活動を展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表するとともに、今後も一層会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

税務署におきましては、引き続き「納税者サービスの向上」と「適正・公平な課税の実現」という使命を果たすとともに、e-Taxの利用促進や租税教育の推進、税知識の普及などに関する、法人会の皆様との連携・協調を図っていきたいと考えております。

ところで、令和5年10月から消費税のインボイス制度が導入されます。インボイス制度の円滑な実施に向けて、これまでにも早期のe-Taxによる登録申請をお願いしておりますが、事業者の皆様に制度の内容を十分に理解していただき、必要な準備を進めていただけるよう、引き続き説明会の開催などによる広報・周知に取り組んで参りますので、法人会の皆様にも、一層のご理解・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、公益社団法人鈴鹿法人会会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。



法人課税第一部門
統括国税調査官 西村 浩明

三重県出身ですが、初めての鈴鹿署勤務となります。一日も早く管内の状況を把握し、皆様のお役に立てるよう精一杯努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

鈴鹿税務署定期人事異動

(令和4年7月10日付発令 法人課税職員分)

《転出の部》

氏名	旧職名		新職名		
山本久美子	署長		局 課税第一部	個人課税課	課長
太田 誠	総務課	課長	岐阜南	総務課	課長
野田 孝一	法人課税第一部門	統括国税調査官	大垣	法人課税第一部門	統括国税調査官
永井 孝明	法人課税第一部門	上席国税調査官	四日市	法人課税第一部門	上席国税調査官
若杉 伸治	法人課税第二部門	上席国税調査官	松阪	法人課税部門	上席国税調査官
中林 葉月	法人課税第二部門	国税調査官	伊勢	法人課税第一部門	国税調査官
多田 栄司	法人課税第二部門	事務官	下京(大阪局)	法人課税部門	事務官

《転入の部》

氏名	新職名		旧職名		
橋本 貴好	署長		局 調査部	調査第七部門	統括国税調査官
松田 規由	総務課	課長	局 課税第一部	統括国税実査官 (電子取引・国際担当)	情報技術専門官
西村 浩明	法人課税第一部門	統括国税調査官	尾鷲	法人課税部門	統括国税調査官
米山 晃裕	法人課税第一部門	国税調査官	松阪	法人課税部門	国税調査官
辻 恵理	法人課税第二部門	上席国税調査官	伊勢	法人課税第二部門	上席国税調査官
熊谷 未来	法人課税第二部門	国税調査官	局 察察部	察察統括第一課	国税察察官
竹口 稜人	法人課税第二部門	事務官			

第10回 定時総会

(令和4年5月26日 コンフェット鈴鹿平安閣)

公益社団法人鈴鹿法人会の第10回定時総会が、5月26日、山本鈴鹿税務署長のご臨席を賜り、無事開催されました。

第10回定時総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、出席者は理事・監事に限定されましたが、出席者数41名、委任状865名で過半数の出席を得て開会されました。

岡田会長が議長となり、太田総務委員長の司会により議事が進められ、次の議案のすべてが承認・可決されました。



- 第1号議案 令和3年度事業報告承認の件
第2号議案 令和3年度収支決算承認の件
第3号議案 専務理事の退任及び新規就任について
第4号議案 専務理事の就任について

また、令和4年度事業計画書並び収支予算書について報告がされました。

最後に山本鈴鹿税務署長よりご祝辞をいただき、定時総会はつつがなく終了いたしました。

なお、今年度も会員企業の優良従業員表彰式が中止となりましたので、会員企業の優良従業員の方々に、後日表彰状と記念品をお届けしました。
(受賞者の方々は下表のとおりです。)



令和3年度 優良従業員表彰

～ご受賞おめでとうございます～

優 良 従 業 員 表 彰

(順不同・敬称略)

有限会社小川板金工業	阪本 真世	三田工業株式会社	森 勇也
株式会社すずきゅう	加藤由紀子	三田工業株式会社	鈴木 明美
有限会社里羅	中澤 優巨	三田工業株式会社	近藤 巧
杉野工業株式会社	森 公夫	三重コンドー株式会社	出岡 隆
杉野工業株式会社	伊藤寿朱代	鈴鹿インター株式会社	松谷 誠
椿緑化株式会社	本郷 駿介	鈴鹿インター株式会社	田中 俊恵
株式会社ヒグチ工業	南条 泰輔	株式会社ホンダ四輪販売三重北	中山 尚樹
株式会社ヒグチ工業	前田 朱羅	株式会社オートモール	山野 桂弥
有限会社勝栄興業	小林 礼文	株式会社三鈴	若畑 育
株式会社ヨシザワ	鈴木 靖代	株式会社三鈴	宮原 節子
医療法人誠仁会	酒井 明代	株式会社三鈴	町谷 和子
医療法人誠仁会	岡田 美那	太門通商株式会社	市川 淳一
カニエJAPAN株式会社三重支店	渡邊 久生	太門通商株式会社	井上 圭
三田工業株式会社	若山 敦也	太門通商株式会社	永戸 千恵子
三田工業株式会社	樋口 将樹	北伊勢上野信用金庫鈴鹿支店	福森 崇幸
三田工業株式会社	佐野 方胤		

一般社団法人
三重県法人会連合会 第10回 通常総会 (令和4年6月27日(月) 都ホテル四日市)

第10回県連通常総会が開催され、当会から岡田信春会長、近藤博信副会長、樋口勝幸副会長、村田智也専務理事の4名が出席し、宮崎県連会長が議長となり、議案のすべてが可決・承認されました。

また、総会後に、県下単位会の功績者が表彰され、鈴鹿法人会では次の方々が受賞されました。

公益財団法人 全国法人会総連合 会長表彰
【単位会功労者】



副会長 樋口 勝幸 殿

一般社団法人 三重県法人会連合会 会長表彰
【役員功労】



理事 伊藤 義一 殿



理事 中島 治彦 殿



理事 永戸 秀樹 殿



理事 宮崎 城治 殿

さらに、経営者大型総合保障制度に関する単位会表彰として、「取扱企業」、「新規企業」、「紹介件数」、「新契約高」の目標うち、唯一2つ以上達成した単位会として鈴鹿法人会が受賞し、同じく青年部会では2つ以上達成した単位会として鈴鹿法人会青年部会が、女性部会では1つ達成した単位会として鈴鹿法人会女性部会がそれぞれ受賞しました。



青年部会 部会長 あいさつ

法人会青年部会の

指針は、青年部会の

目的を「研修会、親睦 青年部会長 寺川 浩二

交流等を通じて次代を担う経営者としての資質向上を図り、法人会の行う事業活動に積極的に参画し、法人会活動の充実と活性化に寄与する」としています。

当青年部会におきましては、昨年度も新型コロナウイルス影響下で、ほとんどの事業活動が停止となってしまいました。今年度については、どこまで事業計画が実施できるか未だ不明な状況ではありますが、最大限の注意と配慮をし、できる限りの活動を実施していきたいと思います。

また、青年部会を卒業される方々が今後毎年10名程度卒業され、会員数が年々大幅に減少することが予想されるため、昨年度と同様に会員拡大に力を注ぎ、次世代への力を蓄え、皆様とともに親睦交流を深めて参りたいと考えています。

会員の皆様には、当部会活動へのより一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

〈新入会員募集〉

私たち青年部会では、身近な税務知識の習得のための研修会や地域社会への貢献を目的とし、年間を通じてさまざまな事業を開催しています。地域の発展と活性化のために、是非、お一人でも多くの皆様のご入会をお待ちしております。



定時総会

5月26日(木)第10回青年部定時総会が開催されました。新型コロナウイルスの関係により、理事のみの参加による開催となりましたが、令和3年度の事業報告及び、令和4年度の事業計画について議事が進められました。

残念ながら、令和4年度の親子バスツアーについては中止が決定しましたが、利き酒会・家族例会等のその他事業については開催ができるものと信じ準備を進めて参ります。今年度も引き続き、会員相互の資質向上や親睦交流を通じて社会貢献の活動を深めていくことを確認しました。

(広報委員長 加藤慎二)



女性部会 部会長 あいさつ

法人会女性部会員の皆様には、平素より事業活動にご協力とご支援を賜り感謝申し上げます。

公益社団法人として本年度は10年目という節目の年を迎えます。

事業活動としましては定着してまいりましたが残念ながら新型コロナウイルス感染拡大により、この2年間は従来の事業が多々中止となっております。

本年度と致しましては主な活動である租税教育、夏休み親子映画会、税務研修会、会員相互の親睦を高める研修旅行、ジュニアバレーボール大会法人会杯、特別養護老人ホームへの寄せ植えと車椅子の贈呈等、従来の事業活動ができる様、会員の皆様のご意見をお聞きし話し合い取り組んで参りたいと思っております。

本会・青年部会と連携し、ATM基本方針を心掛け明るく魅力ある女性部会を目指して参ります。

4/14(木) 全国女性フォーラム

第16回法人会全国女性フォーラム静岡大会がツインメッセ静岡で開催されました。

第1部では、俳優で静岡県出身の別所哲也氏に、「ショートフィルムのチカラ」をテーマに、伝えるチカラの大切さをお話しいただきました。

第2部の大会式典では、全法連女性部会長 酒井喜代子様、静岡県連女性部会長 清水みさ子



女性部会へのご加入を募集しています。



女性部会長 阿部 美千

様のご挨拶があり、第3部では、コロナ対策を踏まえて懇親会が催され、次回開催地の愛媛県連に大会旗が伝達され、閉会となりました。(永戸陽子)

5/26(木) 女性部会 第10回定期総会 開催

コンフェット鈴鹿平安閣にて鈴鹿法人会女性部会 第10回定期総会が開催されました。新型コロナウイルス感染症に振り回され、行事も少なくなっていますが、終息を願い対策をとり少しでも開催できるよう祈るばかりです。

親会も階は違いましたが同日開催され、女性部員に花束を頂き感激でした。(服部千賀子)



6/8(水) 税務研修 ・フラワーアレンジメント講習会

「インボイス制度と電子帳簿保存法の改正について」研修会が開催されました。日々の業務に追われ、正しい知識を得る機会が少ない中、わかりやすく説明していただき大変有意義な時間となりました。

後半は、ガラリと雰囲気も変わり、鈴鹿税務署長も参加されたフラワーアレンジメント講習が開催されました。花々に癒され自分のセンスのなさに落ち込みながらも、石井講師指導の下、笑顔の絶えない講習となりました。(竹森早苗)



租税教室 青年部会

2022年は、昨年同様新型コロナウイルス感染症の感染がまだ広がる中、各小学校が感染対策を十分に行って頂いたお陰で、鈴鹿・亀山市内14校の小学校にて「租税教室」を合計35教室開催することが出来ました。

各小学校校長を始め各校皆様のご協力誠にありがとうございました。

マスク・フェイスシールド等着用の為、各講師の表情などわかりづらく例年とは違う難しさがあると考えていましたが、身近な流行や画像・クイズ等のパワーポイント、後半には児童によるディスカッションの時間を設け、児童に税金を身近に感じていただけるように各講師が工夫し行った結果、手前みそながら、児童や教職員の皆様から高い評価を頂くことが出来ました。

今後とも、時代の変化に応じた持続可能な租税教室を開催していきます。

今後とも変わらぬお力添え宜しくお願ひいたします。(税制委員長 吉田直樹)



署の若手職員にも見てもらいたい!

青年部会・女性部会それぞれ違った内容ですが、どちらもそう思わされる素晴らしい租税教室でした。青年部会はクラスの一体感を感じながら、女性部会はベースとなるマニュアルがありながらも優しく丁寧に児童一人一人に語り掛けるように、しっかりと税の大切さ・身近さを伝えてもらえた租税教室。これからもさらなる進化を期待しています。

(法人課税第一部門 野田孝一)

租税教室 女性部会

租税教室の講師を担当させていただきました。

最初に4月27日開催の鈴鹿税務署主催「租税教室講師養成研修」に参加しました。女性部会では鈴鹿市5校、亀山市2校の小学校で、2名一組のペアで租税教室を担当しますが、竹口さんと私のペアは、初めての租税教室担当から2年空いたこともあり、6月20日に法人会事務局でリハーサルをしてから、7月1日に庄内小学校へ向かいました。当日は例年より早い梅雨明けからの猛暑日が続く中、うぐいすの鳴き声がきこえてくる校庭に設置された温度計には40℃の表示が出ていました。

クーラーと扇風機と少し窓を開けて換気を行っている教室で、6年生13名の子どもたちに消費税の流れの説明、税金のない世界は困ることに気づくDVDの上映などを行いました。

税金クイズや質問での会話も楽しく、あっという間に終わったように感じました。みんな1億円レプリカに興味津々で、時間調整に気遣いながらも、触れる体験は外せませんでした。

講師用マニュアルは使いやすく、また、当日は鈴鹿税務署の野田様と阿部女性部会長が教室の後列から見守ってくださっていたので、安心して進めることができました。貴重な活動の機会をいただき、ありがとうございました。(塩川由華)



6月9日に箕田小学校の租税教室を見学させていただきましたが、パワーポイントを利用した講義やグループディスカッションなど、児童たちの興味を引き付けるよう工夫された講義内容に私自身大変勉強になりました。

(法人課税第二部門 竹口稜人)

令和4年度 事業計画

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にも活動への参加を求めていく。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、会員確保及び財政の健全化に力を入れるとともに、企業活動の活性化や地域社会の健全な発展に資する事業展開に力を注ぐ。

なお、新型コロナウィルス感染症の収束が不透明な中、コロナ禍における運営に充分留意するとともに、これまで以上に会員の健康や安全に留意しながら、次の各種事業に取り組む。

事業活動

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実を図り、有益な資料を作成する等により、適切な広報を実施する。

さらに、企業の内部統制の強化や経理水準の向上に向け、企業の税務コンプライアンス向上に取り組む。

イ 税の啓発活動・租税教育活動

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズ・映画鑑賞会は、当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会及び女性部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が制作したパワーポイント等を活用し、今後も女性部会と連携して一層推進していく。

ロ 広報活動

広報活動は、法人会の知名度向上のため、税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等を中心に、会員はもとより会員外に対しても、法人会活動の周知や加入勧奨のための広報を充実させる。

広報媒体であるホームページ及び広報誌(「すずかめ」)については、手軽に見ていただけるよう、より親しみのある内容を取り入れ、年2回発行の広報誌(「すずかめ」)は、市の施設、金融機関及びCNSに依頼して配置し、会員外の方にも目に付くよう広報の仕方に配意する。

(主な事業計画)

- ・支部及び部会の税務研修会
- ・新設法人説明会(令和4年5月14日)
- ・親子税金クイズと映画鑑賞会(令和4年11月3日)
- ・小学生・中学生を対象にした学校での「租税教室」
- ・夏休み親子映画鑑賞会(令和4年8月28日)
- ・税に関する「絵はがきコンクール」の募集と表彰式(令和4年11月13日)

ハ 企業の税務コンプライアンス向上施策

会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連合が作成した「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」に基づき、会員自らが自主点検を行う。

(2) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

(主な事業計画)

- ・地元国議員・市長・市議会議長への要望活動
- ・全国大会(千葉)、全国青年の集い(沖縄)、全国女性フォーラム(静岡)、東海法人会連合会大会(静岡)
- ・三重県法人会連合会女性部会連絡協議会情報交換会(四日市)

2. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境(地球温暖化問題)の改善、活性化に資する事業の実施又は支援を行う。電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」(家庭における使用電力の削減運動)の環境活動に取り組む。

(主な事業計画)

- ・親子バスツアー(施設見学)
- ・温暖化防止対策活動(鈴鹿市主催)への参加
- ・全日本エコドライブチャンピオンシップ(全日本学生自動車連盟主催)
- ・鈴亀ジュニアバレーボール大会の協賛
- ・特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植え等の贈呈
- ・支部教養・健康セミナー
- ・支部・部会の施設見学

II 収益事業

法人会員の福利厚生の向上に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いているため、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り、財政基盤の安定化に努める。また、取り扱い3社の諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

さらに、会員企業の経営者、従業員、家族を対象とした一般財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による、生活習慣病検診(令和4年9月及び令和5年3月)を実施する。

III その他

会員の交流に資するための事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るために、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。

また、役員の率先した参画や指導のもと、新規加入の推進を行うとともに、退会防止策を講じることにより、効果的な対応策を展開する。

(主な事業計画)

- ・定時総会後の情報交換会
- ・理事会後の懇親会、女性部会理事会後の懇親会、新春講演会後の懇親会
- ・支部・部会による施設見学と税務研修
- ・支部ゴルフコンペ、支部ボウリング大会

令和4年度 収支予算書(損益ベース)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	4年度予算	科 目	4年度予算
I 一般正味財産増減の部		管理費	2,670,920
1 経常増減の部		役員報酬	208,000
(1) 経常収益		給料手当	320,000
基本財産運用益	500	退職給付費用	23,600
基本財産受取利息	500	福利厚生費	72,000
特定資産運用益	500	会議費	1,000,000
特定資産受取利息	500	旅費交通費	50,000
受取会費	11,900,000	通信運搬費	250,000
正会員受取会費	11,813,600	減価償却費	720
賛助会員受取会費	86,400	消耗品費	50,000
事業収益	320,000	印刷製本費	140,000
研修事業収益	50,000	賃借料	183,600
広報事業収益	100,000	支払負担金	40,000
福利厚生事業収益	170,000	委託費	10,000
受取補助金等	9,780,100	渉外慶弔費	30,000
受取県連補助金	400,000	表彰費	100,000
受取全法連補助金	350,000	リース料	40,000
受取全法連助成金振替額	9,030,100	保険料	3,000
受取負担金	432,000	支払手数料	10,000
青年・女性部会受取負担金	432,000	会場費	100,000
雑収益	400,000	雑費	40,000
雑収益	400,000	経常費用計	22,730,400
経常収益計	22,833,100	評価損益等調整前当期経常増減額	102,700
(2) 経常費用		当期経常増減額	102,700
事業費	20,059,480	2 経常外増減の部	
役員報酬	2,392,000	(1) 経常外収益	0
給料手当	3,680,000	経常外収益計	0
退職給付費用	271,400	(2) 経常外費用	0
福利厚生費	828,000	経常外費用計	0
会議費	2,100,000	当期経常外増減額	0
旅費交通費	2,000,000	税引前当期一般正味財産増減額	102,700
通信運搬費	1,000,000	法人税、住民税及び事業税	80,000
減価償却費	8,280	当期一般正味財産増減額	22,700
消耗品費	1,000,000	一般正味財産期首残高	33,911,690
印刷製本費	1,610,000	一般正味財産期末残高	33,934,390
賃借料	2,111,400	II 指定正味財産増減の部	
保険料	27,000	受取補助金等	9,030,100
租税公課	11,400	受取全法連助成金	9,030,100
支払負担金	460,000	一般正味財産への振替額	△9,030,100
委託費	1,500,000	当期指定正味財産増減額	0
表彰費	150,000	指定正味財産期首残高	0
会場費	150,000	指定正味財産期末残高	0
広告宣伝費	33,000	III 基金増減の部	
支払助成金	100,000	当期基金増減額	0
リース料	460,000	基金期首残高	0
諸謝金	37,000	基金期末残高	0
支払手数料	100,000	IV 正味財産期末残高	33,934,390
雑費	30,000		

令和3年度 正味財産増減計算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減	科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部				雑費	6,811	1,988	4,823
1. 経常増減の部				管理費	2,087,949	1,461,265	626,684
(1) 経常収益				役員報酬	187,200	249,600	△ 62,400
基本財産運用益	223	501	△ 278	給料手当	353,219	207,198	146,021
基本財産受取利息	223	501	△ 278	退職給付費用	20,352	22,384	△ 2,032
特定資産運用益	87	557	△ 470	福利厚生費	85,920	72,733	13,187
特定資産受取利息	87	557	△ 470	会議費	526,720	28,711	498,009
受取会費	12,157,700	12,416,100	△ 258,400	旅費交通費	5,630	4,975	655
正会員受取会費	12,061,700	12,329,700	△ 268,000	通信運搬費	251,275	174,854	76,421
賛助会員受取会費	96,000	86,400	9,600	減価償却費	741	533	208
事業収益	288,179	269,043	19,136	消耗品費	27,677	15,620	12,057
研修事業収益	62,000	45,000	17,000	印刷製本費	81,334	90,941	△ 9,607
広報事業収益	100,000	100,000	0	賃借料	186,283	357,772	△ 171,489
福利厚生事業収益	126,179	124,043	2,136	保険料	2,387	2,387	0
受取補助金等	9,968,900	10,103,700	△ 134,800	支払負担金	101,500	101,812	△ 312
受取県連補助金	425,000	604,000	△ 179,000	委託費	9,099	7,068	2,031
受取全法連助成金	350,000	370,000	△ 20,000	会場費	4,610	1,010	3,600
受取全法連助成金振替額	9,193,900	9,129,700	64,200	涉外慶弔費	30,000	10,000	20,000
受取負担金	444,000	1,094,000	△ 650,000	表彰費	180,000	82,500	97,500
受取負担金	0	0	0	リース料	25,010	23,752	1,258
青年・女性部会受取負担金	444,000	1,094,000	△ 650,000	支払手数料	7,265	6,143	1,122
雑収益	419,568	442,246	△ 22,678	雑費	1,727	1,272	455
受取利息	18	6	12	経常費用計	17,499,847	14,019,968	3,479,879
雑収益	419,550	442,240	△ 22,690	評価損益等調整前当期経常増減額	5,778,810	10,306,179	△ 4,527,369
経常収益計	23,278,657	24,326,147	△ 1,047,490	当期経常増減額	5,778,810	10,306,179	△ 4,527,369
(2) 経常費用				2. 経常外増減の部			
事業費	15,411,898	12,558,703	2,853,195	(1) 経常外収益			
役員報酬	2,152,800	2,870,400	△ 717,600	経常外収益計	0	0	0
給料手当	4,062,030	2,382,788	1,679,242	(2) 経常外費用			
退職給付費用	234,048	257,416	△ 23,368	経常外費用計	0	0	0
福利厚生費	988,088	836,441	151,647	当期経常外増減額	0	0	0
会議費	604,141	255,987	348,154	他会計振替額	0	0	0
旅費交通費	584,423	57,220	527,203	税引前当期一般正味財産増減額	5,778,810	10,306,179	△ 4,527,369
通信運搬費	888,001	777,596	110,405	法人税・住民税及び事業税	80,000	80,000	0
減価償却費	8,533	6,134	2,399	当期一般正味財産増減額	5,698,810	10,226,179	△ 4,527,369
消耗品費	815,623	769,206	46,417	一般正味財産期首残高	28,399,731	18,173,552	10,226,179
印刷製本費	1,387,997	1,173,653	214,344	一般正味財産期末残高	34,098,541	28,399,731	5,698,810
賃借料	2,142,265	1,938,583	203,682	II 指定正味財産増減の部			
保険料	27,453	27,453	0	受取補助金等	9,193,900	9,129,700	64,200
諸謝金	22,274	22,274	0	受取全法連助成金	9,193,900	9,129,700	64,200
租税公課	11,400	11,400	0	一般正味財産への振替額	△ 9,193,900	△ 9,129,700	△ 64,200
支払負担金	425,050	391,638	33,412	一般正味財産への振替額	△ 9,193,900	△ 9,129,700	△ 64,200
委託費	462,141	283,692	178,449	III 基金増減の部			
会場費	14,550	2,250	12,300	基金受入額	0	0	0
広告宣伝費	22,000	22,000	0	基金返還額	0	0	0
表彰費	125,500	108,640	16,860	基金期首残高	0	0	0
リース料	287,626	273,154	14,472	基金期末残高	0	0	0
支払手数料	139,144	88,790	50,354	IV 正味財産期末残高	34,098,541	28,399,731	5,698,810

三重県下8法人会から提案された税制改正要望事項を取りまとめ、全国法人会総連合に提出しました。

令和5年度 税制改正要望事項

国税関係

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.2%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

法人実効税率は外国企業が日本に投資する際の重要な判断材料であるため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

2. 中小法人に対する特例

軽減税率の適用所得限度額を1,500万円（現行800万円）に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率を現行の15%から11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

- (1) 特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となっているが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。
- (2) 資本金1億円以下の中小法人（大法人の子法人を除く）が適用除外となっているが、資本関係があれども、独立した法人である以上、競争力の低下を招きかねないので、大法人の子会社であっても資本金1億円以下の法人は全て適用除外とすることが望ましいと考える。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

- (2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

- (3) 建物・建物付属設備・構築物の減価償却方法について
建物については、現行新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢

価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

また、建物付属設備・構築物についても、同様の取り扱いにされたい。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

6. 研究開発費税制等の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%（現行25%）に引き上げられたい。

7. 交際費課税

中小企業の交際費の取扱いは、800万円までが損金算入となっているが、中小企業の活性化を促すためにも全額損金算入とされたい。

全額損金算入が困難ならば、現行の特例措置の定着化を図られたい。

8. 繰越欠損金の損金不算入等

青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の繰越控除を15年間（現行10年間）に延長されたい。

9. 退職給与引当金繰入額・賞与引当金の損金算入制度の復活

税負担の平準化を図るために、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

また、賞与引当金についても損金算入を認められたい。

10. 役員給与等について

役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、大企業における業績連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

なお、中小企業においては、景気に業績が大きく影響することから定期同額給与制度の要件を緩和されたい。

また、使用人に対する決算賞与の損金算入の要件についても要件を緩和されたい。

11. 配当金について

すべての株式等(現行完全子会社株式等及び株式等保有割合3分の1超)の配当について、益金不算入割合を100%にすべきである。

12. 確定申告書の提出期限

会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内(現行3ヶ月以内)とされたい。

13. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。既計上分も含め損金化できる措置を講じられたい。

II 所得税関係

1. 所得控除等

現行の各種所得控除の整理・合理化を図り、解り易い制度に見直されたい。

2. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日(現行翌月10日)とすること。なお、納期の特例は、常時使用者を20名未満(現行10名未満)に拡大されたい。

3. 配偶者控除について

配偶者控除の収入基準額(現行103万円)を超えないように働く時間などを調整する傾向が見られる。

労働者の確保の観点から、最低賃金の値上がりも考慮しパート・アルバイトの社会保険被扶養認定基準(現行130万円)と同額まで配偶者控除を引き上げられたい。

III 相続税関係

1. 相続税

(1) 事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の改正で大幅に条件が緩和されたが、期限の緩和も含めさらに使い易く解り易くされたい。

また、中小企業の実態を考慮のうえ将来的には相続税の廃止も検討されたい。

(2) その他

①相続税の最高税率(現行55%)を40%台に引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

また、基礎控除額(現行3,000万円+600万円×法定相続人の数)を従来の額(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)に戻されたい。

②贈与財産の加算制度

相続開始前3年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

2. 贈与税

(1) 基礎控除消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円(現行110万円)に引き上げられたい。

(2) 贈与税の最高税率(現行55%)を引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

V 間接税関係

1. 消費税

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、個人と同様の事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。

(2) 提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとされている諸届出書について、予想外の事態が発生した場合は、提出期限を課税期間の末日までとされたい。

また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。

(3) 基準期間の廃止について

納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に零細業者等においては、課税売上高が1,000万円を下回り益税となるなど不合理な現象が生じている。

よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。

(4) 納税義務者の判定基準について

基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。

(5) 令和3年4月1日より総額表示が義務化されたが、中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業(一般消費者に対して)についても税額が個別に常に理解できるよう、はつきりと外税表示とされたい。

外税表示に統一が困難であれば、消費税転嫁対策特

別措置法を復活されたい。

(6) 消費税軽減税率制度について

①消費税の増税に伴う逆進性への対応として、軽減税率制度が導入された。

事業者への負担が大きく、税制の簡素化・税収確保の観点から軽減税率制度には反対である。消費税は、単一税率にすべきである。

②軽減税率制度の廃止が困難ならば、企業への負担を最大限考慮していただきたい。

(7) インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入について

インボイス制度の導入が令和5年10月からとなり、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまっている。

昨今の厳しい社会・経済情勢の中において、事業者の事務負担が大きくなるなどの問題もあり、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」を維持するなど弾力的な対応をされたい。

2. 印紙税関係

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとで課税の可否が分かれているのは不合理である。よって、印紙税を廃止されたい。

3. 撥発油税関係

現在撲発油には、撲発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

2. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合多く、中古資産も償却対象とされたい。

3. 税制全般について

税法は不公平が生じることがないよう中立性も求められていることから、政策においても、「公平・透明・納得」を基本として国民からの理解が得られるよう努めなければならない。

また、日本の税制度はきわめて複雑なため、単純・明解なものにすべきであり、分かり易く簡単な仕組みが望ましい。

なお、税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

4. 財政健全化に向けて

3年ほど前から世界的大流行をしている新型コロナウイルス感染症の影響により経済は危機的事態に陥ったが、流行の収束が見込まれており経済社会も少しずつではあるが回復傾向にある。

コロナ禍における財政出動はやむを得ないことではあるが、膨大な国債で賄った対策費について今後どのように返済していくのか具体的な返済計画を早急に策定する必要がある。

地方税関係

総 論

地方の財政においても、財政の健全化が急務となっている。今こそ、地方議員及び地方公務員の定数削減並びに歳費の見直し、給与及び特別会計の徹底した見直しにより地方の歳出削減を図り、納税者たる県民・市民・町民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

公平性を保つため、地方財源となる固定資産税については、土地の評価に対応する専門員並びに未登記の家屋もあることから実地調査を行う専門員の配置などの対応が必要である。

特に税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく、県市町住民と法人の現状を把握したうえで地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。課税の公平を

次ぐ安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 債却資産税

債却資産税の免税額を300万円(現行150万円)に引き上げるとともに債却資産の賦課期日(現行毎年1月1日)を決算期末とし、申告期限(現行1月31日)については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、国税同様取得価額を30万円以下の債却資産については、課税対象から除外されたい。

適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。

廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。

- (4) 現行動産及び不動産は、稼働の有無に係わらず課税される。

しかし、稼働していない動産及び不動産を所有者が売却等を行っても、買い手がないなど困難な場合がある。

稼働していない動産及び不動産には実情に伴い対策を講じられたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

3. 事業所税

- (1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積(資産割)と給与総額(従業者割)であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

- (2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

5. 軽油引取税(県税)

- (1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。よって、速やかに廃止されたい。
- (2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑であるため、もっと、解りやすく簡素にすべきである。

明確でない区分については速やかに廃止されたい。

6. 目的税(県税)

安易に目的税を創設しないでいただきたい。目的税を創設する必要性があるのであれば、趣旨・使途を厳選したうえで納得できるものとされたい。

事業者の皆様へ

消費税のインボイス制度等 説明会のご案内

要事前予約
参加無料

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

インボイス制度説明会

インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法等について説明します。

日 時	定 員	開 催 場 所	担当部門及びお問い合わせ先
令和4年8月19日（金） 午前10時～午前11時	18名	鈴鹿税務署 鈴鹿市神戸九丁目24-45	鈴鹿税務署 法人課税第一部門 ☎059-382-0618（直通）
令和4年9月13日（火） 午前10時～午前11時	18名		

インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）

インボイス制度説明会の内容に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

日 時	定 員	開 催 場 所	担当部門及びお問い合わせ先
令和4年8月19日（金） 午後2時～午後3時30分	18名	鈴鹿税務署 鈴鹿市神戸九丁目24-45	鈴鹿税務署 個人課税第一部門 ☎059-382-0353（直通）
令和4年9月13日（火） 午後2時～午後3時30分	18名		

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前にご希望の日時の担当部門及びお問い合わせ先まで申込みをお願いします。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止又は延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染防止対策として、入場時の検温及び手指の消毒並びに会場内のマスク着用にご協力いただいております。発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせず、ご来場をお控えください。
- 37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合に加え、検温等にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときは入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

●説明会開催日程等

説明会開催日程等の最新情報は
こちらをご覧ください。



●インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しい
情報等はこちらをご覧ください。



鈴鹿税務署



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンからe-Taxを使って請求から受取まで
簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その 1 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その 2 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度も**お使いいただけます^(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その 3 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



1
STEP

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)
▼



2
STEP

手数料の納付

e-Tax ソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。
※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり370円です。



3
STEP

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから90日間です。
※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

R3.9

幕末の肖像写真
白子の豪商 長谷川雪当

「写真を撮ったのは誰？」

エッセイスト 福島 礼子

写真は、今でこそきわめて手軽なものが、幕末に初めて日本に紹介された時、その不思議さに人々は驚いた。「写真是人の魂を抜き取るもの」として恐れる者もいれば、「人の真像を写すもの」とその魅力にとりつかれ、技術を熱心に学ぼうとする者も現れた。さらに進んで肖像画のかわりに、自らの姿を写真で世に残そうとする果敢な人もいた。

龍馬の肖像写真

幕末の肖像写真といえば、私が思い出すのは坂本龍馬の立ち姿。腰に刀をさし着物姿にブーツをはいでいる。新しもの好きの龍馬は、写真とブーツの他に、自身で香水も愛用し姫や姉にプレゼントしたらしい。龍馬の好奇心こそ幕末の世を搖るがせる原動力だったにちがいない。写真撮影は、慶応2~3年(1866~1867)頃で、慶応3年に満31歳で龍馬は没し、翌年に世の中は明治を迎えていた。

龍馬の写真は、長崎で上野彦馬(ひこま)という人物が開業した写真館「上野撮影局」で撮られている。この写真館は日本で最初の写真館の一つにあげられ、幕末の有名人、たとえば伊藤博文もこの撮影所を訪れているとのこと。

当時の写真は、アンブロタイプ湿板写真というオランダ軍医が日本に伝えた技法。薬液を塗ったガラス板がフィルム代わりとなり、撮影には結構時間がかかった。首の辺りを固定し、その姿勢で暫くいなければならぬという時代だった。私だったら断然ゴメンこうむりたい。一瞬に撮れる今とは大違いで、時間とお金、そしてちょっぴり忍耐もいる撮影だった。



※坂本龍馬

長谷川雪当という人物

龍馬のように新奇なものを好み、肖像写真を残した人物が、まったく同時代に鈴鹿の寺家にいた。写真撮影そのものが手探りの時代に、長崎ではなく鈴鹿でというから、まったく信じられない事だ。

白子・寺家は江戸時代に伊勢型紙業で栄えた町。代々味噌醸造業で財をなし、伊勢型紙も商った長谷川家、その当主長谷川雪当(せつとう)がその人。

雪当の写真を見つけたのは、鈴鹿市文化財課の代田学芸員。寺家にある西方寺東隣の長谷川家が解体される直前調査の際、たくさんの写真の中に、慶応2年(1866)5月19日付と箱書きがついた木箱に気づき、中にガラス原板の肖像写真を見たときは目を疑ったとのこと。「まだ日本人が初めて写真を撮影してから10年もたたない時期の写真が、まさか白子の商家からでてくるなんて、本当にびっくりでした」。代田さんの興奮は、さめやらぬ様子。

見つかった2枚の写真、1枚(写真左)は扇をつき脇差しをさし、羽織袴の正装でほぼ正面をむいて座っている。そしてもう1枚(写真右)は、煎茶道具に向かい、一弦琴を弾いている横向き姿。箱書きからわかった事は、雪当本人の肖像写真で、50歳の記念に撮った写真ということだ。代田さんによれば、雪当は40歳の誕生日にも多くの人々を招待して句会を開いているらしい。きっと「人生50年」と言わされた節目に、正装姿を残すことで祝い、煎茶道具と一弦琴で趣味人としての自分をアピールしたかったのだろう。

写真の写しを見ながら私は聞いた。「この写真から白子・寺家が江戸時代、かなりの文化都市だったということが良くわかりました。ところで誰がこの写真を撮ったのですか?」。代田さんは答えた。「そのところはまだこれからの研究にかかるのです。小さなヒントはあるのですが…」。こうして代田さんと私、そこに三重県立総合博物館の瀧川学芸員が加わって「撮影者探し」が始まった。

推理の一歩

瀧川さんによれば、津市の四天王寺境内墓地の一角に、幕末の津藩士、堀江鉄次郎(くわじろう)の墓石があり、毎年6月1日に三重県カメラ商組合の人々が集まり、彼の威徳をたたえて法要が営まれているらしいとの事。さっそく訪れてみると確かに墓石があり、その裏にはかろうじて「蘭学、西洋砲術、上野彦馬」と読める文字が刻まれていた。鉄次郎は、日本写真史上とても重要な人物で、上野彦馬と交流があったとわかった。大きな前進である。

黒船が姿を見せた幕末、幕府は近代海軍設立のために、オランダ政府から寄贈された蒸気船を用いて、操縦方法や軍事訓練を幕臣に学ばせた。諸藩からの参加も許可し、津藩からは12名が参加したという。

その一人が堀江鉄次郎で、当時の津藩は学問に、とりわけ新しい分野に敏感だったことがわかる。

鉄次郎は安政2年(1855)に江戸で西洋砲術にふれ、26歳で長崎の海軍伝習所に派遣され洋学を学び、ここで上野彦馬と出会っていた。興味を同じくする二人は意気投合し、写真術の獲得に没頭する。

大きなヒントで大きな前進

ここまで進み、「小さなヒント」ならぬ「大きなヒント」。鉄次郎に関する茅原弘氏の『写真術の先駆者』という論文の写しを瀧川さんがくれる。

それによれば、安政6年(1859)鉄次郎はフランス人写真家ロッシュの教えをうけ、彼の写真機に驚き津藩主に願い出て写真機と薬品を購入している。さらに彦馬を誘って江戸の津藩邸に戻った鉄次郎は、藩主はじめ多くの人の写真を撮っていた。

1861年二人は津にもどり、藩校有造館(ゆうぞうかん)で蘭学や化学を教え、化学の解説書「舍密局必携(せいみきょくひつけい)」を書き上げた。ネット検索で見れば、その中に「撮影術ボトガラフィー」の章が確かにあった。

文久2年(1862)彦馬は長崎に戻り、本格的な写真業を始め撮影局を開業することになる。一方鉄次郎は藩校の教師を勤め、慶応2年(1866)10月28日に36歳で病死していた。その後、彼の写真術を受け継ぐ者はいなかったと論文は結ばれていた。



※長谷川雪当肖像写真
写真提供:鈴鹿市

推理のフィナーレ

幕末、白子寺家の近在で湿板式写真を撮れる者は、堀江鉄次郎と上野彦馬。雪当の撮影の時期には彦馬はすでに長崎に戻っていた。すると可能性は津藩士の鉄次郎の可能性が高いと考えられる。しかし津藩と長谷川家をつなぐものには何かあったのだろうか?

ここでまた代田さんの出番。「雪当の出身は津です。幕末には豪商と藩とは、経済的な援助をするなどつながりがあったのかもしれません。長谷川家には、津の著名な画家などの掛け軸も見つかっていますから」。

犯人捜しならぬ撮影者捜しの出口が見えてきた。雪当の写真の日付が慶応2年(1866)5月19日付、そして鉄次郎の死は同年10月28日。津藩で洋学のトップを走っていた36歳の鉄次郎が、寺家の豪商長谷川雪当の50歳の誕生日記念にその姿をこの世にとどめた。こう考えるのが自然なのだと私は確信した。「鉄次郎が白子に来て、雪当の写真を撮ったのでしょう。そうに違いない」と私。どうやら学芸員のお二人はもっときちんとした証拠がないと断定できない様子。でもその後「きっと、そうでしょう」と、二人は微笑んだ。

第14回 東部支部大黒屋光太夫記念館(奇跡の生還者)

歴史 名所 史跡

漂流順路図(鈴鹿市文化財課提供)



漂流の足跡(数奇な10年間)

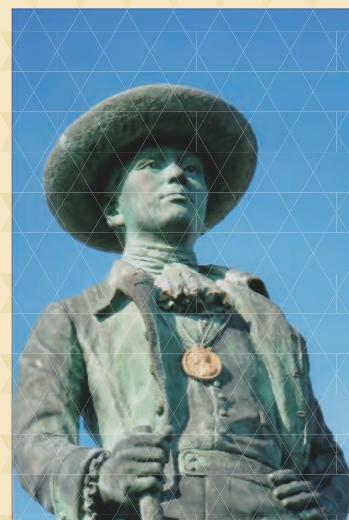
鈴鹿市「若松」は、江戸時代後期(天明2年(1782年)～寛政4年(1792年))に日本から遠く離れた北の果て(ロシア領、アムチカ島)まで流され、2万キロにわたるロシア横断の間、立ちはだかる厳しい自然環境、飢餓、言葉の壁、異文化体験等の苦難を乗り越えて、奇跡の生還を果たした“開国曙光(かいこくしょこう)の人”(鎖国から開国に歴史の流れの先鞭をつけた人)「大黒屋光太夫」が生まれ育った町です。

光太夫は、歴史小説「おろしや国醉夢譚」(井上靖)、「大黒屋光太夫」(吉村昭)でも紹介され、緒形拳主演で映画化、令和元年6月に歌舞伎座で上演された「月光露針路日本(つきあかりめざすふるさと)～風雲児たち～」では、光太夫役の松本幸四郎が役作りのため若松、白子に訪れました。



神昌丸(鈴鹿市文化財課提供)

大黒屋光太夫のプロフィール



伊勢若松駅前・大黒屋光太夫記念館・鈴鹿市役所玄関に立つ大黒屋光太夫ブロンズ像
(鈴鹿市の彫刻家:稻垣克次氏作)

宝曆元年(1751年)～文政11年(1828年)78才
出生地:伊勢の国南若松村(現在の鈴鹿市若松東)
帰国後の住居:江戸番町葉草園(現在の靖国神社付近)
父:亀屋四郎治、母:妙伯(法名)、子:亀次郎(後の大黒梅陰、江戸後期の漢学者)と娘二人

光太夫ゆかりの地

光太夫の故郷「若松」には、光太夫と神昌丸に乗船した乗組員に関する史跡等が残っていますが、その一部をご紹介します。

光太夫の菩提寺「緑芳寺」



光太夫(生家)の菩提寺は、伊勢若松駅西の浄土真宗大谷派の「緑芳寺」で、光太夫がロシアから持ち帰り、寛政7年(1795年)8月に寄進された1ルーブル銀貨と箴言(しんげん、戒めの言葉)が保管されています。



<1ルーブル銀貨(写真左)>

表面に全ロシアの女帝エカテリーナ二世の肖像。裏面には鋳造年(1768年)が記されています。

<ロシア文字の箴言(写真右側)>

箴言が納められた木箱の蓋に書かれた由来書によると、光太夫がロシア帝都ペテルブルグ滞在中の1791年6月に、官職にあるレピニン侯爵の子イワン・レピニン(14歳)が書いて、光太夫の帰国時にプレゼントしたものです。ロシア文字で「賢者の語るところを聞き流さず。彼らの言葉どおりに振る舞え。」(賢い人の話すことには耳を傾けよう。そして、その言葉に従って自らも行動しなさい。)、「隣人を辱しめず、不幸の中にある隣人と同じ人間として助けること。侮辱に復讐せぬは神の御業。努めておのれの本分を果たし、全世界の創造者を見なれ。」(隣の人に恥をかかせるな。不幸な目にあっていたら手を携えて助けてやりなさい。侮辱されたら腹を立てずに我慢しなさい。これこそ神の御心にそうことです。そうして自分の義務を果たしなさい。新たなことを切り開いた世界の成功者にならないなさい。[中村喜和訳])と記されています。

開国曙光碑(かいこくしょこうのひ)

若松公民館の駐車場西に建ち、「開国曙光」とは、「開国に向けて差し込んできた明るい光(兆し)」という意味で、鎖国時代に、開国の扉を開けるきっかけを作った光太夫を讃えた言葉です。



大黒屋光太夫記念館

平成17年開館。主な収蔵品は、光太夫が書いたロシア語の墨書や光太夫、磯吉の肖像画、一時帰郷の古文書、桂川甫周(かつらがわほしゅう)編者の「北槎聞略」(ほくさぶんりやく)写本、小市(光太夫、磯吉とともにロシアから帰国)の遺品など沢山の収蔵品を有しています。



《取材にご協力いただいた方のご紹介》

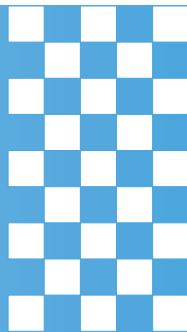
大黒屋光太夫顕彰会

事務局:鈴鹿市若松中一丁目1番8号

大黒屋光太夫記念館内

電話・FAX:059-385-3797

※大黒屋光太夫顕彰会は、光太夫及び神昌丸乗組員の偉業とそれをなした強靭な心身を学ぶとともに、これを普及、伝承して郷土愛を醸成し健全な地域社会の発展に貢献すると共に、国際交流に寄与することを目的として活動され、その一環として、鈴鹿市立若松小学校の児童に、光太夫にゆかりのある史跡を巡りながら、奇跡の生還を果たし、蘭学の発展に貢献した郷里の偉人を伝承されております。



シートポジション

高速でコーナーを走るドライバーにはおよそ3Gという応力が掛かります。これは体に掛かる遠心力みたいなものですが、3Gというと、カーブで自分の身体の上にあと二人の自分が乗ってくるような圧力に相当します。バケットシートに6点式のシートベルトで体を縛ってこれに耐えますが、これだけで支え切ることは難しく、フットレストを思い切り踏んだり、膝をニーレストなどに押し当てて体を支えたりしています。

左にハンドルを切るとクルマは当然左に行きますが、その際、運転者はその逆の右側に体が持っていくことになります。この時ハンドルを切ろうとすると右手が伸び切って、結果的にハンドルの頂点より先に切り足すことが難しくなります。

一般道で3Gも掛かるコーナーリングをすることはできませんが、わき道から飛び出した子供を避けようとした時など、これに似たような状況になります。回避するために進路を変えようとした時、運転者は大きく外側に振られ、手は伸び切ってハンドルを切り増すことができなくなります。

レーシングドライバーがけっこうハンドルに近い姿勢をとっているのは、これに備えているからですね。どんな応力が自分の身体に掛かろうとも、ハンドルにしがみつくことなく、瞬時に的確な操作ができるようにするためにですが、一般道でもこのような運転姿勢で臨みたいものですね。

あと少しハンドルを切り足すことができたら避けられた事故もあるでしょうし、のけぞったり伸び切ったりで運転する人の近くに僕は近寄らないようにもしています。また、前かがみで背もたれから体を浮かして乗っている人にも、とても危険をかんじたりしてしまいますね。



細心の注意が必要なレーシングマシンの
シートポジション設定

NPO法人鈴鹿モータースポーツ友の会より資料提供

家庭で
楽しい
食育レシピ

パン風もちもちお焼き



献立の特徴・ポイント
生地を室温でねがすことで、生地が伸びやすく、具を包みやすくなります。

〈材料〉 2人分

A	●薄力粉80g	●ワインナー1本
	●ベーキングパウダー	少々	●ほうれん草	...1/3株 または小松菜
B	●水40ml	●塩・コショウ適宜
	●塩	少々	●炒め油適宜

〈作り方〉

- ① (A) を合わせてふるっておき、(B) を加えてよくこね、室温で30分おく。10等分し、直径5~6cmの円形に伸ばす。
- ② ワインナーは沸騰した湯でゆがき、冷ましてから細かく刻む。ほうれん草はゆでて水をしきりしづらせて細かく切りワインナーと共に塩・コショウで炒める。
- ③ ①の生地の真ん中に②をのせ、生地の端を寄せて閉じ、厚み2cmほどの円形に整える。
- ④ ③の両面を薄く油をひいて温めたフライパンで、薄く焦げ色が付く程度に焼く。

レシピ作成・監修 皇學館大学 駒田聰子 博士(医学) 発行 亀山市教育委員会事務局 生涯学習課

パズル 数独

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

4				1	7		
		1	5				2
	3		6			8	
	5			9	3		
3							8
		4	2			9	
	2			5	1		
5				3	9		
		9	1			2	

ルール①

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【作者紹介】株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーである。パズルASP「e-数独」をB to B向けにリリース。

鈴鹿警察署からお知らせ

事業所の

「飲酒運転根絶」の
取組が強化されています。

令和4年4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和4年10月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を
アルコール検知器を用いて行うこと
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

飲酒運転は絶対にダメ！



令和4年4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後の
アルコールチェックが
義務化
されています

お問合せ

鈴鹿警察署

交通第一課 交通総務係

059-380-0110

平日8:30~17:15受付

犯罪被害者支援に御理解を

犯罪被害者の方は、犯罪による直接的な被害だけでなく、被害にあったことによる精神的ショックや身体の不調など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。

警察は、犯人検挙はもとより、犯罪被害者の視点に立った各種支援活動を推進し、犯罪被害者の方の権利や利益を保護し、再び平穏な生活を取り戻せるように支援しています。

三重県警察では、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、支援活動を行っています。

支援センターは、被害者からの相談への対応、裁判・病院の付添いのほか、犯罪被害者等を支える気運を醸成するための広報啓発活動をなど犯罪被害者等支援活動の中核として、幅広い活動を行う、三重県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けた機関です。

支援センターの活動は皆様からの会費や御寄付で成り立っています。

犯罪被害者支援に御賛同いただける方は是非とも、会員への入会や御寄付の検討をお願いします。

(同センターは、特定公益増進法人に該当しますので会費や寄付を納入された方は、個人・法人税の控除など税制上の優遇措置を受けることができます)



お問合せ

鈴鹿警察署 警務課 安全相談・被害者支援係059-380-0110 または
公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターホームページをご覧ください

中小企業経営者アンケート

大同生命サーベイ

皆さまの**声**を
ぜひお聞かせください

大同生命サーベイは、約10,000社の中小企業経営者 の皆さまへ景況感や
経営課題についての“生の声”をお聞きするアンケート調査です。

中小企業にも取組みが求められる 新たな経営課題 など、タイムリーな個別
テーマで調査を実施、調査結果は「経営のヒント」としてお役立ていただいて
います。

詳しくはこちら

(再生時間1分40秒)



＼ 社長さまの“声”を全国に届けませんか？ ／

AIG



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社でに入る医療補償

業務災害総合保険

疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。



お問い合わせ・お申し込みは

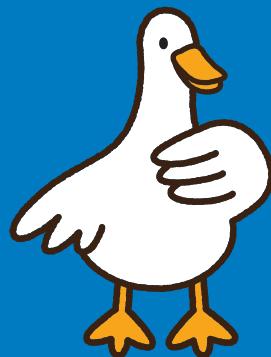
三重支店

〒514-0036
三重県津市丸之内養正町4-1森永三重ビル
TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152291 2020-01)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

アフラックから働くあなたを支える 休職保険が誕生!



1か月以上休職した人のうち、
約7割 の人の 収入が減少 しています。
〔被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)〕
もしものときも、今の生活を変えないように
休職時の収入減少 に備えましょう。

<アフラックの休職保険>の3つの特長

特長1

お給料のように 毎月受け取れる 給付金

病気やケガで休職(就労困難状態)が
31日以上継続^(*)したとき、
毎月給付金をお支払いします
(*)有給休暇の取得期間中も含みます

特長2

お手頃な 保険料

保険期間を1年とすることで、
お手頃な保険料水準を実現!
収入減少に備えたい期間だけ
保障を準備できます(最長70歳まで)

特長3

わかりやすい 支払条件

勤務先による休職証明と
医師による在宅療養の指示により
給付金をお支払いします

この保険は、ご加入時に被用者保険の被保険者である場合に限りお申込みいただけます
(会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申込みいただけません)。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

三重支社 〒510-0074 三重県四日市市鵜の森1-3-23 四日市中央通りビル6F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアラント生命保険統計号

AFツール-2022-0044-2206027 1月27日

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。
 社会のお役に立ちたい。
 そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。
 現在、80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。
 あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。
 税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、
 また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行ってています。
 健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体…これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料で税務研修会が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



 公益
社団法人 鈴鹿法人会
会員募集

事務局の案内

〒513-0802

三重県鈴鹿市飯野寺家町816(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp

<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要となる「法人会加入申込書」(PDF)が
HPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

編集後記

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、予測もつかない世界情勢の変化に円安傾向も重なって、経済の先行き不安は増すばかりです。

一方、外国人観光客の受け入れ再開による、インバウンド需要の回復期待から状況が好転し、経済活動・法人会活動の復活を願うばかりです。

広報委員長 安田克志

2	4	5	3	8	1	7	6	9
8	6	1	5	9	7	4	3	2
9	7	3	4	6	2	5	8	1
6	5	2	8	7	9	3	1	4
3	9	7	6	1	4	2	5	8
①	8	4	2	3	5	6	9	7
4	2	6	9	5	8	1	7	3
5	1	8	7	2	3	9	4	6
7	3	9	1	4	6	8	2	5

【答え】 8 (1+7)



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック

三重支社

法人会フリーダイヤル



0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **DAIDO** 大同生命保険株式会社

三重支社/
三重県四日市市鵜の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

 **AIG** AIG損害保険株式会社

三重支店/
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911